

鳥取県における 被災者住宅再建支援制度 & 災害ケースマネジメント

東日本大震災復旧・復興支援みやぎ県民センター

小川静治

鳥取県 被災者住宅再建支援制度

現行制度は国の支援制度では支給されない対象や項目に対して独自に支給を行うもので「横出し」支援制度である。従って、国の被災者生活支援法が適用された場合、全壊・大規模半壊以外の「横出し」部分を県独自に支援する。また支援法が適用とならない場合、本制度が適用される。また本制度は恒久制度である。

鳥取県被災者住宅再建支援制度の創設からの経過

国支援法
1998年成立・施行
2004年第一次改正
2007年第二次改正

2000年10月6日	鳥取県西部地震発生	
2000年10月17日発表	住宅復興補助金（鳥取県西部地震被災者向け住宅復興事業費補助金交付要綱）	暫定：鳥取西部地震に対応
2001年07月6日	被災者住宅再建支援条例施行	恒久的な支援制度の創設
2007年12月14日	国「被災者生活再建支援法の一部を改正する法律」施行	
		住宅本体の建設・購入・補修経費も支援対象に
2008年3月28日	鳥取県被災者住宅再建支援条例の改正	国制度の拡充に応じた支援対象及び額の見直し
2012年10月19日	鳥取県被災者住宅再建支援条例の改正	ゲリラ豪雨や竜巻等の局地災害に対する対応を拡充
2016年10月21日	鳥取県中部地震発生	
		一部損壊多発
2016年10月25日	被災度合いの小さな家屋被害等への支援拡充を決定	一部損壊へ支援 住宅損壊割合10%以上世帯 上限30万 住宅損壊割合10%未満世帯 1~5万
2017年3月7日	住宅修繕促進事業（県外職人招致支援）創設	
2017年10月11日	震災復興委活動特別支援事業に「住宅修繕支援型」を追加	屋根修繕を実施するボランティア団体に対し、原材料費や車賃などを上限10万円で支援
2017年12月26日	鳥取県被災者住宅再建支援条例の改正	中部地震対応で拡充した支援内容等の恒久化
2018年3月23日	技術協力を得て鋼板等の建材を使用した修繕を行うことが出来る内容に拡充し、上限を30万円に引き上げ	
2018年4月1日	鳥取県防災及び危機管理体制に関する基本条例の一部改正	生活復興支援体制を明文化
2019年3月8日	屋根修繕促進支援事業創設	生活復興支援プランを策定した生活保護世帯の応急修繕を584千円上限で支援
	震災復興活動特別支援事業の拡充	修繕実施団体を建設業関係団体に拡充

出典：「鳥取県中部地震における鳥取県の対応」2019年8月 鳥取県危機管理局长西尾浩一氏

「鳥取県中部地震における住宅復興への取組み」2018年5月 鳥取県生活環境部 暮らしの安心局 尾崎恵輝氏 の各報告から作表

鳥取県被災者住宅再建支援制度の概要

①制度創設の経緯

2000年10月6日「鳥取県西部地震」発災（マグネチュード7.3 最大震度6強）が契機



この地震での災害復興対応の経験を踏まえ、将来発生する可能性のある大規模自然災害への円滑な対応をはかるため、2001年7月に「鳥取県被災者住宅再建支援条例」を施行し、財源を県と市町村が共同で積み立てる基金により運営する仕組みを作り、恒久的な支援制度が創設された。

その後、国の被災者生活再建支援制度の住宅本体への支援拡充に応じた制度内容の見直しや鳥取県中部地震（2016年10月発災）における支援対象の拡充を経て、現在に至る。

鳥取県西部地震
住家被害（鳥取県）

全壊	半壊	一部破損
394	2,494	14,134

消防庁 鳥取県西部地震震災誌（単位：棟）

②基金と対象となる災害要件

支援原資 鳥取県被災者住宅再建等支援基金

- **基金の設置** 県・市町村が共同で、県に設置。県は市町村が拠出する金額に相当する額を基金に拠出
- **基金の概要** 拠出目標金額：20億円 拠出年数14年 2001年運用開始
(2026年に到達予定。12年度にいったん目標額に到達したものの、鳥取中部地震による支援のため取り崩したことを受け、18年度に拠出再開。2026年に目標額到達予定)
県は毎年2億円拠出。

全体の支援金給付に際しての拠出割合は 県1/10 市町村1/10 基金8/10

注（制度創設当初は拠出目標額は50億円。毎年、県・市町村とで2億円ずつ積み上げ）

対象自然災害

- | |
|---|
| A) 全県で10世帯以上の住宅が全壊したもの |
| B) 1の市町村の区域において5以上の世帯の住宅が全壊したもの |
| C) 1の集落においてその世帯数の2分の1以上で、かつ、2以上の世帯の住宅が全壊したもの |
| D) A～Cまでに掲げるものの他、被災地域における地域社会の崩壊を招くおそれのある被害が発生したもので、知事が市町村と協議して指定したもの |

③支援内容

被災住宅の所有者等が、住宅の建設・購入、補修を行う場合に要する経費に対し、住宅の損傷程度や世帯人数に応じて支援を行う。半壊被害の補修も支援対象

単位：万円

区分	住宅の再建方法	全壊	大規模半壊	半壊	一部破損		対象経費
現行国制度	建設・購入	300 (225)	250 (187.5)	—	—	—	
	補修	200 (150)	150 (112.5)	—	—	—	
	賃貸	150 (112.5)	100 (75)	—	—	—	
県制度	建設・購入	300 (225)	250 (187.5)	—	—	—	住宅の再建・購入又は補修に要する費用に限る
	補修	200 (150)	150 (112.5)	100 (75)	—	—	

中部地震
発生前

- * 全壊及び大規模半壊への支援は、国の被災者生活支援制度の対象とならない場合に適用
- * () 内は単身世帯への給付額
- * 半壊への給付金は実行経費と比較し、何れか低い額とする

④制度の特徴

給付金の使途が、住宅再建に係る経費に限定されていること

住宅の再建は、被災した同一市町村内に限定されていること

国の被災者生活再建支援制度の対象とならない「半壊」被害も支援の対象であること

「被災者が生活基盤として中核をなす住宅の再建を速やかに行い、地域の活力を失うことなく、力強い復興を推進して被災前の活力を取り戻し、地域の維持・再生に資する」という制度創設趣旨を反映

西部地震の際、全壊・半壊の認定にこだわらず、全ての被災住家を対象として再建支援したことがベース

被災後も引き続き住み慣れた地域に住み続けてもらう

国制度を補完

鳥取県西部地震 鳥取県の住宅支援策の内容と補助実績

事業名		事業内容	件数	金額(千円)	備考	
1	住宅復興補助金	被害を受けた住宅の新築・改装・増築、住宅の補修・液状化現象等が生じた住宅の整地等、石垣・擁壁の補修を行われる方に対して、県と市町村で補助する。 1) 住宅新築等補助対象限度額300万円/戸 補助率 県2/3(居住した市町村内に限る) 2) 住宅補修等補助対象限度額 150万円/戸 補助率 50万円以下部分:県1/2 50万円超過分:県1/3	住宅建設	520	1,039,727	
			住宅補修	11,933	4,097,827	
			液状化建物復旧	259	131,019	
			石垣等補修	1,124	332,718	
			計	13,836	5,601,291	
2	災害復興住宅資金(住宅金融公庫等)の利子補給	住宅金融公庫等の災害復興のための住宅融資を受けられた方に対して、融資が行われた日から6年間、上限2.1%までの利子補給を行い、負担の軽減を図る。融資金額:建設400万円(20年償還・据置なし)。補修200万円(10年償還・据置なし)	延べ	5,480	448,648	
3	災害復興住宅建設資金(県の上乗せ融資)の貸付及び利子補給	上記2に掲げた住宅金融公庫等の融資を受けられた方に対して、さらに次のような上乗せの融資を行うとともに、融資が行われた日から6年間は無利子とする。	貸付	17	61,500	貸付金額
					28,290	貸付残高の45%を県が預託
4	民間賃貸住宅への家賃補助	被災された方が民間賃貸住宅に入居された場合に、県と市町村で家賃の一部を補助する。補助限度額 3万円/戸・月額		70	3,810	
5	民間借上げ空き家への家賃補助	市町村が借り上げた民間空き家に、被災された方が入居された場合に、県と市町村で家賃の一部を補助する。 補助限度額3万円/戸・月額		10	855	
6	災害援護資金貸付	国制度		6	163,931	
7	生活福祉資金の中の災害援護資金・住宅資金の貸付	被災された低所得世帯、障害者世帯(身体障害者世帯、知的障害者世帯、精神障害者世帯)あるいは高齢者世帯の方が、住宅の改築あるいは補修等を行われる場合に、必要な資金を貸します。ただし、6の災害援護資金と重複して貸すことはできません。 対象事業:住宅の改築、補修等 資金区分及び限度額:1)災害援護資金150万円 2)住宅資金245万円 1)と2)の重複貸付 住宅全壊世帯350万円、半壊250万円		216	45,259	
8	母子寡婦福祉資金の貸付	被災された母子家庭の母、寡婦ありは40歳以上の配偶者のいない女性(配偶者と離別した方)が、住宅の改築・補修等あるいは転居等を行われる場合に、必要な資金を貸します。 資金区分と限度額:住宅の階層補修等住宅資金200万円 転居費転宅資金26万円		6	9,060	
9	県営住宅の家賃免除	被災された方が県営住宅に入居された場合に1年間家賃を全額免除。この場合、県営住宅入居資格に関係なく入居でき、敷金は免除期間中の徴収を猶予しています。但し、県営住宅の空き家が生じた場合に限り。		38	6,198	
			計	33,515	11,970,133	
被災者向け公営住宅建設等事業				26	92,029	
被災者向け仮設住宅建設等事業				28	119,389	

日本建築学会計画系論文
 集第82巻(代)37号
 2017年7月 浅井
 秀子・熊谷昌彦

国の被災者再建支援制度と鳥取県支援制度

現行の国の被災者生活再建支援制度は、当初（1998年）は基礎支援金部分のみであった。



2004年改正
 「居住安定支援制度」が追加
 住宅の再建・補修に200万円を上限に支給へ。
 ・大規模半壊世帯も対象
 ・住宅の建築費には使用できず

自治体独自の支援策の動きの拡がり

2007年改正（現行制度）
 住宅再建の形に応じて最大300万円を定額方式で支給へ
 ・使用目的は限定なし
 ・支給対象の年齢、年収要件撤廃
 ・半壊世帯は対象外

2000年被災者生活再建支援制度(国制度)、改正:平成11(1999)年12月22日法律第160号

1.対象自然災害	①災害救助法施行令第1項第1号又は2号に該当する被害が発生した市町村の自然災害					
	②10世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村の自然災害					
	③100世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した都道府県の自然災害					
2.対象世帯	全壊世帯、これと同等の被害を受けた世帯					
	半壊世帯で、倒壊防止・補修費用が著しく高額等の事由で解体又は解体された世帯					
	火砕流等の被害の継続等の事由で居住不能かつその状態が長期継続が見込まれる世帯					
3.補助対象基準額(単位:千円)	世帯の収入、基準等		世帯	支援対象経費	全壊	半壊世帯
	世帯全体の収入が500万円以下の場合		複数	区分なし	1,000	1,000
			単数		750	750
	世帯主が45歳以上の世帯又は要援護世帯で世帯全体の収入が500万円超、700万円以下の場合		複数	区分なし	500	500
			単数		375	375
	世帯主が60歳以上の世帯又は要援護世帯で世帯全体の収入が700万円超、800万円以下の場合		複数	区分なし	500	500
			単数		375	375

* 使用目的は、生活必需品等の購入のための経費とする

注) 表中、「改正:平成11(1999)年」とあるのは省庁組織の名称変更のため(条文改正は行われていない)

日本建築学会計画系論文集第82巻(代)37号2017年7月 浅井秀子・熊谷昌彦著 1706ページより引用

鳥取西部地震発災の際、国には住宅再建支援制度はなかったなかで
 鳥取県の被災者住宅再建支援制度創設は画期的なものだった

鳥取県中部地震後の対応

鳥取県中部地震被害（鳥取県）

	全壊	半壊	一部破損
住家被害	18	312	15,095

消防庁 平成28年災害情報一覧（鳥取県発表は一部損壊15,078棟
単位：棟

2016年10月、鳥取県中部地震発災（マグネチュード6.6 最大震度6弱）

中部地震の被害は、西部地震と比較し、比較的小さな被害の「一部破損」が圧倒的多数を占める被害となった。



「半壊」「一部破損」被害にも支援対象拡充（下表赤囲み）

単位：万円



現行運用内容

区分	住宅の再建方法	全壊	大規模半壊	半壊	一部破損		対象経費
					10%以上	10%未満	
県制度	建設・購入	300 (225)	250 (187.5)	上限100 (75)	—	—	住宅の再建・購入又は補修に要する費用に限る
	補修	200 (150)	150 (112.5)	100 (75)	上限30 (単身同額)	1~5	

- * 瓦の損壊など、比較的被災度合いの小さな家屋被害にも支援できるように対象を拡充
- * 全壊・大規模半壊への支援は国の被災者生活支援制度の対象とならない場合に適用
- * () 内は単身世帯への給付額
- * 半壊・損害基準判定が10%以上の一部損壊への給付金については実行経費と比較し、何れか低い額とする
- * 一部損壊のうち、損害基準判定が10%未満の世帯には、被害の度合いに応じて1~5万円に「被災者住宅修繕支援金」を給付

被災者住宅修繕支援金制度運用

損害基準判定	4%超	3%超4%以下	2%超3%以下	1%超2%以下	1%以下
支援額	5万円	4万円	3万円	2万円	1万円

被災者の住宅再建への思い（鳥取西部地震）

多くの被災者が現地で被災時の住居での再建を望んでいた（例：日野町）

日野町：人口約3千人 1千3百世帯（2020年4月時点）

被災後の居住希望（2001年調査）

	S地区		N地区		K地区	
	人数	比率	人数	比率	人数	比率
住み続けたい	77	90%	113	73%	87	80%
出来れば住み続けたい	6	7%	23	15%	15	14%
迷っている	1	1%	7	5%	4	4%
出来れば移りたい	0	0%	1	1%	0	0%
移る予定である	1	1%	6	4%	0	0%
その他	0	0%	3	2%	2	2%
無回答	1	1%	1	1%	1	1%
合計	86		154		109	



- 80%の住民が日野町の現住地に住み続けたいという思いだった

被災住宅の再建方法（2001年調査）

	S地区		N地区		K地区	
	人数	比率	人数	比率	人数	比率
現在のまま住む	15	18%	39	28%	23	22%
補修・補強して住む	58	70%	91	65%	72	69%
本格的に建直す	5	6%	4	3%	8	8%
応急的に建直す	0	0%	1	1%	0	0%
地区内で戸建てを買う	0	0%	0	0%	0	0%
地区内で戸建てを借りる	0	0%	0	0%	0	0%
その他	1	1%	5	4%	1	1%
無回答	4		0		0	
合計	83		140		104	



- 90%の被災者は「現在のまま住む」か「補修・修理」して住み続けることを望んでいた

県独自住宅支援策の結果（日野町を例に）

①家屋の解体・撤去を防ぎ、既存住宅での継続居住を促進した

日本建築学会計画系論文集第82巻(代)37号2017年7月 浅井秀子・熊谷昌彦

日野町における被災直後からの家屋の状況変化

対象地区	り災判定																			総戸数		
	全壊					半壊					一部損壊					り災判定なし						
	現存	2000年～2010年		2010年～2015年		合計	現存	2000年～2010年		2010年～2015年		合計	現存	2000年～2010年		2010年～2015年		合計	2000年～2010年		合計	
		A 建直し	B 空地	A 建直し	B 空地			A 建直し	B 空地	A 建直し	B 空地			A 建直し	B 空地	A 建直し	B 空地		A 建直し			B 空地
S地区	7	6	0	0	13	64	3	3	1	0	71	1	0	0	0	0	1	1	0	1	86	
N地区	5	5	1	0	11	49	3	3	0	0	55	183	13	7	0	0	203	2	0	2	271	
K地区	16	16	2	0	34	69	9	1	2	0	81	80	4	1	0	0	85	3	1	4	204	
合計	28	27	3	0	58	182	15	7	3	0	207	264	17	8	0	0	289	6	1	7	561	



➤ いずれの地区でも約半数が「解体・建直し」しているが、2010年以降は全く「解体建直し」も「解体空地」にもなっていない。

➤ 2000～2010年間、いずれの地区でも約1割が「建直し」か「空地」になっている。
➤ 2010年以降は数件であるが「建直し」を行っている

➤ 2000～2010年間、N地区は約1割、K地区は約0.5割が「建直し」を行うか、「空地」になっている。S地区は変化なし
➤ 2010年以降は「建直し」も「空地」にもなっていない。

2000～2010年間、各地区での家屋状況の変化は、「建直し」は見られるものの、「空地」は、全壊・半壊・一部破損を合わせて18件。2010年以降の「建直し」は半壊の3件のみで、何れの地区でも「空地」にはなっていない

県独自住宅支援策の結果（日野町を例に）

②自然減とみられる人口減はあるが、世帯数の大幅減少を防いだ

日野町の被災後の人口・世帯数推移

日本建築学会計画系論文集第82巻(代)37号2017年7月 浅井秀子・熊谷昌彦

	2000年4月1日		2010年4月1日		2015年4月1日		2000年/2015年	
	人口	世帯数	人口	世帯数	人口	世帯数	人口	世帯数
S地区	394	134	345	133	303	130	77%	97%
N地区	888	336	742	333	671	328	76%	98%
K地区	724	261	559	242	508	226	70%	87%
合計	2006	731	1646	708	1482	684	74%	94%

公的支援の必要性（2010年調査）

	S地区		N地区		K地区	
	人数	比率	人数	比率	人数	比率
必要だった	31	94%	91	67%	41	73%
やや必要だった	1	3%	21	16%	7	13%
どちらとも言えない	1	3%	9	7%	3	5%
あまり必要ではなかった	0	0%	5	4%	1	2%
必要ではなかった	0	0%	2	1%	1	2%
その他	0	0%	0	0%	0	0%
無回答	0	0%	7	5%	3	5%
合計	33		135		56	

公的支援の満足度（2010年調査）

	S地区		N地区		K地区	
	人数	比率	人数	比率	人数	比率
満足	10	30%	51	38%	24	43%
やや満足	8	24%	31	23%	17	30%
どちらとも言えない	9	27%	36	27%	6	11%
やや不満	3	9%	3	2%	3	5%
不満	1	3%	1	1%	1	2%
その他	0	0%	2	1%	1	2%
無回答	2	6%	11	8%	4	7%
合計	33		135		56	

鳥取県 災害ケースマネジメント

鳥取県中部地震後、全国で初めて制度化

県独自支援制度により多くの被災者が救われたが、1年以上経っても約900件（全体の5%）の世帯が支援制度の申請をしていなかった

2018年3月 「鳥取県防災及び危機管理に関する基本条例」を改正（施行4月）



全国で初めて災害ケースマネジメントが制度化された

【鳥取県防災及び危機管理に関する基本条例（抜粋）】

（被災者の生活復興支援体制の構築）

第25条の2 県及び市町村は、相互に連携し、必要に応じ、個々の被災者の住宅、就労、健康、財産管理その他生活に係る課題に総合的に対応する体制を構築し、被災者の生活の復興支援を行うものとする。

鳥取県版災害ケースマネジメントとは 「生活復興支援」の導入

「中部1市4町を中心に住家被害は約15,000棟に及び、古い住宅を中心に屋根瓦（特に土葺きの瓦）のズレや落下が数多く見られたほか、外壁のひび割れ・落下、塀の倒れ等が多数発生しました。これに対して、被災世帯の住宅再建及び修繕のための支援措置を講じるなど。県や市町村の積極的な支援により、鳥取県中部地震発災から約1年でブルーシートが残る住家は概ね5%にまで減少しました。

しかし、発災後1年経過してもなお、住宅修繕に着手することが出来ない世帯があり、その中には健康面、資金面での問題を抱えていたり、高齢者世帯で修繕にむかう気力を失ったりしている方々などもおられます。

このような世帯へ対応するため、行政や民間団体などで構成する「生活復興支援チーム」を新設し、困りごとの解決策を具体的に提案することで被災者の生活復興を後押ししていく鳥取県版ケースマネジメント「生活復興支援」に取り組むこととなりました。

また、今後再び大きな災害が発生した際にも同じ考え方で支援に取り組むため、平成30年4月に、この被災者の生活復興体制を全国で初めて条例に規定し、恒久制度としました。」

災害ケースマネジメントとは ～被災者一人ひとりに寄り添った支援～

災害によって被害を受けた被災者一人ひとりに寄り添い、生活全体における状況を把握し、それぞれの課題に応じた情報提供や人的支援など個別の支援を組み合わせて計画する取組です。

この取組は、2005年にハリケーン「カトリーナ」で甚大な被害を受けたアメリカ合衆国で初めて制度化され、被災者支援のために実施されました。国内では東日本大震災で被災者した仙台市が初めて本格的に取り入れました。

災害ケースマネジメントの流れ

訪問調査



個別訪問による実態調査を実施

県、市町、震災復興活動支援センター職員が、世帯を個別に訪問し困りごとなどを聞き取り、世帯の状況を把握。

相談例

修繕資金不足、修繕方法が分からない、安価な賃貸住宅を探している。よく眠れない、気分が沈みがち、飲酒、喫煙の量が増えた。等

生活復興プランの検討



実態調査の結果に基づき関係機関が集まり生活復興プランを検討

各世帯の課題を整理。関係機関と情報共有し、必要な支援の検討。各世帯の状況に合わせた生活復興プランを作成。

関係機関

県、市町、震災復興活動支援センター
社会福祉協議会、地域包括支援センター 等

生活復興支援チームの派遣



必要な支援に対して支援チームを派遣

生活復興プランに基づいて個別訪問、専門家の派遣、支援窓口とのマッチング

生活復興支援チーム派遣イメージ

- ✓ 仕事 → 県立ハローワーク等
- ✓ 福祉 → 社協、地域包括支援センター
- ✓ 健康・心のケア → 保健師
- ✓ 建物・土地 → 建築士、宅建協会
- ✓ 生活資金 → ファイナンシャル・プランナー
- ✓ 法律 → 弁護士 等

生活復興支援 取組事例

● 家屋が被災の高齢夫婦世帯

近隣住民から相談があり実態調査をした結果、ボランティア団体による屋根修繕を実施。併せて保健師が世帯訪問し、介護予防サービスを受けていただくこととなった。

● 瓦が崩れブルーシートで対応していた高齢世帯

実態調査の結果、世帯には借金があり、世帯主は療養中であることがわかった。民生委員や近隣住民の協力を得てボランティア団体による屋根修繕（瓦落下防止対策、雨漏り対策）を実施。生活面では、過払い金を含む返済状況の確認などをするため弁護士を派遣し支援した。

● 賃借している店舗が被災し、店舗経営に苦慮している世帯

生活資金、不動産、相続等の多岐にわたる課題に対応可能な専門家につなぐためファイナンシャル・プランナーを派遣し、家計の点検・助言を行った。

● 住宅が傾き、業者から住み続けるのは危険だと説明を受けた世帯

震災復興活動支援センター、建築士が住宅の増築された部分毎に住宅の傾きを調査し、危険箇所を修繕することで引き続き安全に居住できることを世帯に説明。その結果、危険箇所のみ解体し、新築することになった。

● 修繕費用の捻出に苦慮されていた世帯

建築士を派遣し、現地確認。サッシを交換するのではなく建具の調整を行う等、再建支援金の範囲内で修繕可能な修繕方法を提案し、その内容で業者が修繕した。

● 借家が被災し、大家から修繕できないと言われた世帯

家賃や周辺環境について、条件のよい引越先が見つからなかったため、ボランティア団体がブルーシートの張替えを行った。

● 屋根瓦がずれ、雨漏りする世帯

業者から「修繕費用が高額となる。」「建て替えを勧める。」などの説明を受けたため、修繕しないままになっていたが、市職員、建築士で修繕方法を検討し、市の補助金を使うことを提案したところ、屋根瓦の修繕を進めることになった。



屋根等修繕のための支援策

● 鳥取県震災復興活動特別支援事業補助金

鳥取県中部地震により被災した住家等の屋根修繕に係る経費を修繕実施団体へ補助し、住宅修繕を押し進める制度です。

平成29年度からブルーシートの張替え、修繕などをする団体の支援を行っています。

平成31年度には、さらに加速して住宅修繕が進むよう修繕を実施する団体の要件を緩和し、支援を押し進めます。

補助金概要

補助率 10/10

補助上限額 30万円

補助対象経費 修繕に係る原材料費、車賃及び技術協力者への謝金等

活動実績

平成29年度 12棟

平成30年度(H31年2月末) 19棟

● 鳥取県屋根修繕促進支援事業補助金

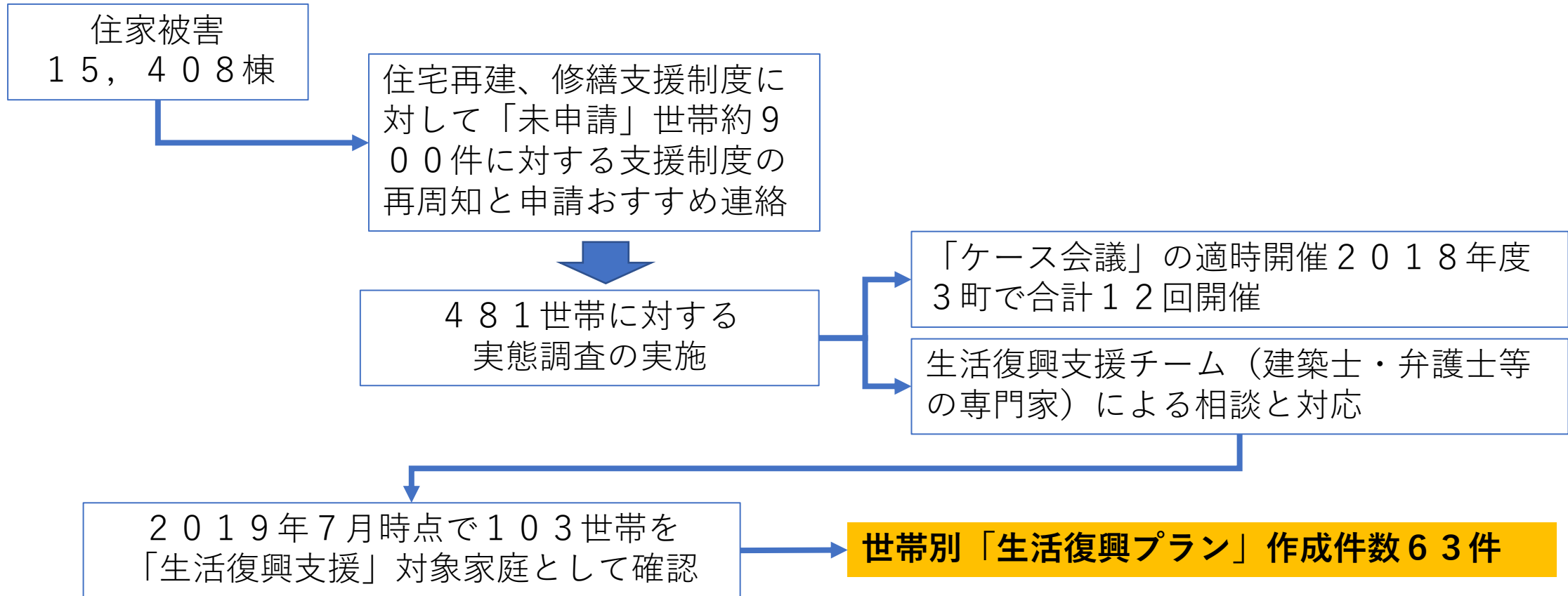
生活復興プランを策定した生活保護世帯の住家の屋根等の応急修繕を行うことで、被災者の安定的な生活の場を確保するための制度です。



中部地震発生からの支援策の動き

H28	10月21日	地震発生
	10月24日	●鳥取県被災者住宅再建支援制度運営協議会 鳥取県中部地震を鳥取県被災者住宅再建等支援条例に基づく「自然災害」に指定（条例制定後初） 住宅損害割合10%以上の世帯を本制度の支援対象とすることを決定（上限30万円） 損害割合10%未満の世帯に「被災者住宅修繕支援金」で支援することを決定
	10月25日	●10月補正予算（専決処分） 被災者住宅再建等総合支援事業実施 頑張る企業を応援！特別金融支援事業の創設 等
	11月21日	●鳥取県中部地震復興本部立ち上げ
	11月30日	●11月補正予算 鳥取県版経営革新総合支援事業（復旧・復興型）創設 等
	12月9日	●中部地震住宅修繕支援センター開所
	12月13日	●鳥取県被災者住宅再建支援制度運営協議会 半壊世帯の居宅に代わる住宅の建設・購入を支援対象に追加 賃貸住宅所有者を支援対象者に追加
	3月7日	●2月補正予算 住宅修繕促進支援事業（県外職人招致支援）創設 等
H29	4月1日	●中部地震復興本部事務局開局（中部総合事務所内） ●震災復興活動支援センター開所（パープルタウン とっとり県民活動活性化センター内）
	10月19日	●鳥取県被災者住宅再建支援制度運営協議会 中部地震に係る支援金の申請期限の延長 中部地震での支援内容を基本とした制度拡充を行う。
	1月18日	●中部地震対策会議 生活復興支援体制の構築を表明
	2月13日	●鳥取県被災者住宅再建支援制度運営協議会 中部地震に係る支援金の申請期間の延長
	3月20日	●鳥取県中部地震に係る生活復興支援連絡会を立ち上げ
H30	4月1日	●鳥取県防災及び危機管理に関する基本条例の一部改正 生活復興支援体制を明文化
	10月29日	●鳥取県被災者住宅再建支援制度運営協議会 被災者住宅再建支援金の申請期間及び完了期間の経過措置の設定
	3月8日	●当初予算 屋根修繕促進支援事業の創設 震災復興活動特別支援事業の拡充

中部地震における生活復興支援事業の到達点



予算

2018年度
委託費3,825千円・専門家派遣経費3,356千円

2019年度
委託費3,825千円・専門家派遣経費412千円

注) 19年度の専門家派遣経費は前年度実績ベース

中部地震「生活復興支援事業」の体制・取組

生活復興支援チーム体制

①ファイナンシャル・プランナー ②弁護士 ③宅地建物取引業協会相談員 ④病院職員（地域連携室） ⑤建築技師（県職員） ⑥障がい者支援専門員 ⑦ケースワーカー（社協職員） ⑧専門牡丹ティア（復興支援隊「縁」：屋根・家屋修繕の専門ボランティア） ⑨建設業・工務店関係者（瓦工事組合・建築連合会・左官業協同組合）

生活復興支援チーム派遣数 91件（2019年7月19日現在）

ボランティア復興支援隊「縁」→25件
建築技師→33件
建設業・工務店関係→15件（2019年度事業）
福祉関係 社協職員→5件 県福祉局職員→1件
地域包括支援センター職員→1件
民生委員→2件
保健関係 保健師3件
士業関係 ファイナンシャル・プランナー2件
宅地建物取引業協会相談員→3件
弁護士1件

制度導入の効果と課題（鳥取県まとめ）

成果

- **支援制度申請の早期完了**
2019年2月で全対象者からの申請完了
- **被災者ニーズへのきめ細かな対応**
 - ・より安価な方法での修繕実施ができた
 - ・適切な福祉サービスの提供（生活保護・介護予防など）
- **地域課題としての認識醸成**
一部地域ではボランティアの修繕活動に地域が協力
- **関係機関との連携確保**
弁護士会・FP協会・宅建教会との相談の道筋構築

課題

- **市町村主体の動きへの移行**
本来より住民に身近な市町村が主体的に取り組む、県はその後方支援というのがあるべき姿
- **防災・福祉部局の連携**
被災者対応の主体は、発災当初の担当の防災部局から、福祉部局に移行するので円滑な引継ぎが必要
- **他の災害への円滑な適用**
鳥取県中部地震の被災者についてのノウハウは蓄積できたが、いかに他の災害の際も円滑に運用できるか

鳥取県の被災者支援の取組みの流れと意義

第一段階

- 2000年10月 鳥取西部地震における独自施策※として**公的支援制度の創設** 再建に一律300万円、補修に最大150万円の補助金支給

※独自施策：上級の行政主体が講じている施策とは異なった施策を講じること

第二段階

- 2016年10月 鳥取県中部地震において、**半壊以上を対象としていた支援を一部損壊世帯まで拡充し、恒久制度化**。さらに**損害基準判定10%未満の損壊にも修繕支援金を支給する制度を創設（横出し※）**

※横出し：従来の制度では支給されない項目に対して、独自に支援を行うもの

第三段階

- 2018年3月 「鳥取県防災及び危機管理に関する基本条例」を改正（施行4月）し、**災害ケースマネジメントを導入し、恒久制度化**。

住宅
再建支援



生活
再建支援